

令和5年第4回臨時会

# 新十津川町議会臨時会会議録

令和5年11月30日 開会

令和5年11月30日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和5年第4回新十津川町議会臨時会

令和5年11月30日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第11号 専決処分の報告について
- 第4 発議第6号 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第75号 新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○出席議員（9名）

1番	加藤	敏晃	君	2番	工藤	健	君
3番	深瀬	美奈子	君	5番	大畠	光敬	君
7番	杉本	初美	君	8番	鈴井	康裕	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西内	陽美	君
11番	小玉	博崇	君				

○欠席議員（1名）

4番 三師 優美 君

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

副町長	寺田	佳正	君
教育長	久保田	純史	君
代表監査委員	岩井	良道	君
監査委員	奥芝	理郎	君
総務課長	久保田	篤司	君
住民課長	長島	史和	君
保健福祉課長	坂下	佳則	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	小松	敬典	君
建設課長	千石	哲也	君
会計管理者	内田	充	君
教育委員会事務局長	鎌田	章宏	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪田 謙治 君

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、令和5年第4回新十津川町議会臨時会を開会いたします。  
ただいま出席している議員は、9名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、10番、西内陽美議員。1番、加藤敏晃議員。両名を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕  
○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 

◎報告第11号の上程、説明、質疑

- 議長（小玉博崇君） 日程第3、報告第11号、専決処分の報告についてを議題といたします。  
内容の報告及び説明を求めます。  
副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

- 副町長（寺田佳正君） 改めまして、おはようございます。ただいま上程いただきました報告第11号、専決処分の報告について。  
地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。  
3ページをお開き願います。  
専決第4号。専決処分書。  
議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。  
専決月日、令和5年10月19日でございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川駅跡地整備事業公園整備工事。

2、議決報告年月日及び議案報告番号、令和5年3月8日議案第12号。令和5年6月28日報告第3号でございます。

3、契約金額の変更内容、(1)変更前の金額1億2,664万3千円、(2)変更後の額1億2,743万5千円、(3)増減額79万2千円の増。

4、変更の理由、概数としていました産業廃棄物の運搬処理量及び公園草刈り回数確定による請負金額の変更によるものでございます。

以上、内容の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） お伺いします。今回は、公園の整備工事なので今後の管理業務とはまた変わってくると思うのですけれども、草刈りの実施の目安と言いますか、基準と言いますか、そちらについて詳しくお伺いしたいと思っております。お願いします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（千石哲也君） 1番議員の質問にお答えいたします。

まず今回の設計変更の理由といたしまして、公園の草刈り回数確定によるというふうになってございます。元々昨年、桜並木の下周辺の芝生を植えておりました。それを年間4回草刈りするというようにしておりました。今回オープニングセレモニーの前にもう1回草を刈りましょうということで1回増額しております。それが今回の設計変更の主な理由でございます。

今後、公園ができましたので維持管理をすることになるのですけれども、目安として月1回の草刈りを予定しております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第11号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、発議第6号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、鈴井康裕議員。

〔8番 鈴井康裕君登壇〕

○8番（鈴井康裕君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議長からご指示をいただきましたので、発議第6号についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

なお、私マスクをしておりませんが、発言に際し、飛沫を飛ばさぬよう穏やかに説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出するものでございます。

提出者と賛成者は、記載のとおりでございます。

次頁をお開きいただきたいと思います。

発議第6号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

提案理由でございます。

令和5年8月の人事院勧告に鑑み、町議会議員の期末手当に関し所要の改定を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

続いて、内容を説明いたします。

議案と共に新旧対照表がお手元に配付されておりますので、そちらも併せてご覧いただきたいと思っております。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

第1条、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、100分の220を100分の230に改める。

第2条、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、100分の230を100分の225に改めるものでございます。

附則です。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

令和5年8月の人事院勧告に鑑み、令和5年度の町議会議員の期末手当を年間4.40月から4.50月に引き上げ、令和5年12月に支給される期末手当の率を2.30月に、令和6年度以降に支給される6月及び12月の期末手当の率を2.25か月に改定するというものでございます。

以上で、発議第6号について、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより発議第6号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、発議第6号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、議案第75号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案者の提案理由の説明を求めます。  
副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第75号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。  
新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

6ページをお開き願います。

提案理由でございます。

令和5年8月の人事院勧告に鑑み、町長、副町長及び教育長並びに職員の給与等に関し所要の改定を行うため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長よりご説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） ただいま上程いただきました議案第75号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

この度の条例改正につきましては、提案理由にもありましたように、人事院勧告に準拠し、給与等について所要の改正を行いたいとするものです。

本年8月に示された令和5年度人事院勧告における給与に係る概要でございますが、1つ目が、民間給与との較差0.96パーセントを埋めるための給料表の水準引上げを行うもので、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた引き上げ。

2つ目が、民間ボーナスの支給割合との均衡を図るため、一時金である期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05か月分、全体で0.1か月分の引き上げとなっております。それでは、改正条文の説明を申し上げます。

お手元に配付しております新旧対照表も併せてご参照いただきますようお願いいたします。

まずはじめに、新旧対照表の1ページ目をご覧ください。

一部改正条例。

第1条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正。第13条では期末手当。第13条の4で勤勉手当のそれぞれの改正でございます。

第13条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外のもの、いわゆる一般職職員の期末手当支給割合についての規定で、支給割合100分の120を今年度の勧告に沿いまして0.05か月分引き上げ、100分の125に改正するもので、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当支給割合について、同じように勧告に沿いまして、支給割合を0.025か月分引き上げ、支給割合を100分の70に改正するものです。

また、第13条の4第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外のもの、勤勉手当支給割合についての規定でございまして、2ページをご覧ください、支給割合100分の100を勧告に沿いまして0.05か月分引き上げ、100分の105に改正するもので、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当支給割合についてで、勧告に沿った支給割合としまして0.025か月分引き上げ、支給割合を100分の50に改正するものです。

次に、一度議案にお戻りいただきまして、第1条の後段になりますが、別表第1及び別表第2の改正でございますが、これは、行政職給料表、医療職給料表の改正で、7ページから15ページになります。

新旧対照表は、5ページ以降が新旧の給料表となります。

今回の改正においても若年層に重点を置いた改定がなされており、高卒者の初任給で1万2千円の引き上げ、大卒程度の初任給で1万1千円の引上げとなっております。行政職における平均改定率は1.1パーセントとなっております。

再び、新旧対照表にお戻りいただきまして、2ページ中段をご覧ください。

一部改正条例、第2条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正、第13条、期末手当及び第13条の4、勤勉手当でございます。

それぞれの改正につきましては、来年、令和6年4月1日以降の期末手当、勤勉手当の支給割合を定めるもので、先ほどの一部改正条例第1条の改正案を更に改正し、平年ベースの支給割合について改正する内容となっております。

第13条第2項は、期末手当の支給割合で、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係るもので、今年度の勧告に沿って引き上げた支給割合を0.025か月引き下げ、6月、12月の支給割合を100分の122.5に改正するもので、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当支給割合についてで、勧告に沿って引き上げた支給割合を0.0125か月分引き下げ、支給割合を100分の68.75に改正するものです。

また、第13条の4第2項第1号は、勤勉手当の支給割合で、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係るもので、今年度の勧告に沿って引き上げた支給割合を0.025か月引き下げ、6月、12月の支給割合を100分の102.5に改正するもので、第2号は、定年前再任用

短時間勤務職員に係るもので、勤勉手当支給割合を0.0125か月引き下げ、6月、12月ともに100分の48.75に改正したいとするものです。

次に、一部改正条例、第3条関係でございますが、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当でございます。

第2項は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を0.1か月分引上げ、100分の220を100分の230に改正する内容でございます。

次に、一部改正条例、第4条関係、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当でございますが、4ページをご覧ください。

第2項の改正は、来年、令和6年4月1日以降の期末手当の支給割合を定めるもので、一部改正条例第3条で改正した支給割合を0.05か月分を引き下げ、100分の225に改正し、平年の一時金支給割合を定める内容となります。これは、国家公務員に準拠する一般職職員の支給率と同率に改定するものでございます。

これによって、理事者の年間の一時金支給割合は4.5か月分となります。

次に、議案にお戻りいただきまして5ページになります。

附則でございます。

第1項、第2項は、施行期日等で、第1項、この条例は、公布の日から、第2条及び第4条の規定については、令和6年4月1日から施行したいとするもの、第2項は、第1条の別表に係る規定及び附則第4項の規定について、令和5年4月1日に遡り適用したいとするものです。

6ページになります。

第3項は、改正前の条例により支給された給与は、改正後の給与条例による給与の内払とみなすことについて定めてございます。

第4項は、会計年度任用職員の給与については、給料表の改定に関わらず、令和6年3月31日までの間は、改正前の給料表を適用する旨を定めるものです。

第5項は、規則委任に係る規定となっております。

最後に、今回の給料表の改定、期末、勤勉手当支給割合の改正により、職員に追加支給される額は、理事者、一般職、職員分合わせまして約670万円で、一人当たり単純平均でございますが6万6千円の見込みとなっております。

また、本改正に伴い必要となる財政措置につきましては、予算編成後に希望退職等があり、人件費に執行残が見込まれますことから、これらを振り替えて措置することとしてございます。

以上、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第75号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。



これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了をいたしました。

会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和5年第4回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時25分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員